

入 札 心 得

(趣旨)

第1条 小浜市が契約にかかる一般競争および指名競争を行う場合の入札その他の取扱いについては、小浜市財務規則（平成3年小浜市規則第15号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札時刻)

第2条 入札者は、入札公告または通知書に示した時刻の10分前までに入札室前に待機しなければならない。

(仕様書等の確認)

第3条 入札者は、仕様書、設計書、図面、契約条項その他の関係書類および現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。

(入札書の提出)

第4条 入札書は、様式第1号により作成し、所定の手続きにて入札公告または通知書に示した時刻までに封書に入れて提出しなければならない。

2 入札書は、入札保証金の全部を免除した場合であって、入札執行者がやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、入札書を封書に入れて入札日時および入札の件名を表書きし、さらに封書に入れて入札日時および親展と朱書して、入札日（入札公告または通知書に示した日）の前日までに所定の場所に到達しなければならない。

(代理人の入札)

第5条 代理人が入札をしようとするときは、様式第2号により入札者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。

2 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者に入札の行為を委任し、または入札の代理人とすることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者
- (3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札者を代表するに足りると認める以外の者
- (4) 当該入札に対する他の入札者または入札代理人

(共同企業体の入札)

第6条 特定建設工事共同企業体または経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）が入札者の場合は、当該企業体のすべての構成員が参加し連記押印して入札しなければならない。ただし、すべての構成員（代表者を除く。）が当該企業体の代表者を入札代理人とする委任状を作成したときは、当該代表者はその委任状を持参し入札執行者に提出することにより当該企業体を代表して入札することができる。

(入札書の撤回等)

第7条 入札者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の書き換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 金額を加除訂正した入札または記名押印を欠く入札、もしくは誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で、その記載が確認できない入札
- (2) 入札価格を総額で入札すべきことを示してあるときに単価でした入札、または単価で入札すべきことを示してあるときに総額でした入札
- (3) 設計額を事前公表した場合において、これを超える金額をもってした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 最低制限価格が設けられている場合は、これに満たない金額をもってした入札
- (6) 建設工事の最初の入札の際に、内訳書の提出が無い入札
- (7) 規則第109条各号に該当する入札その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第9条 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。

- 2 前条各号に該当する無効な入札をした者は、再度の入札をする場合においてこれに参加することができない。ただし、一件の入札執行において入札参加者がした入札がすべて前条第5号に該当する場合は、この限りではない。
- 3 再度の入札において、契約の目的に応じ、初回入札の最高入札価格以下または最低入札価格以上の金額をもってした入札は無効とする。
- 4 再度の入札執行は初回の開札終了後10分以内において、入札執行者の指定する時刻に行うものとする。ただし、書留郵便をもって入札をした者は、これに参加できない。

(入札の辞退)

第10条 入札参加資格の確認を受けた者または指名を受けた者は、入札執行の終了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、様式第3号により入札参加辞退届を入札執行者等に直接持参し、または郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札参加辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益

な取扱いを受けるものではない。

- 3 入札の辞退等により入札参加者が2者に満たないときは、入札の執行を中止する。(一般競争入札を除く。)

(公正な入札の確保)

第11条 入札者または入札代理人は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札者の紀律等)

第12条 入札者または入札代理人は、入札室内においては携帯電話の使用、私語等を慎み、入札の執行を妨げてはならない。

- 2 入札者または入札代理人は、入札が終了するまでは入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。

(入札の取りやめ等)

第13条 入札者または入札代理人が連合し、または不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者または入札代理人を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

(落札者の決定)

第14条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、各号に定めるところにより落札者を決定するものとする。

- (1) 設計額が1億5千万円を超える工事の請負契約を締結しようとする場合において、相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、当該調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査制度要領に基づき当該入札を行った者について入札価格の妥当性を調査して落札者を決定する。
 - (2) 規則第106条の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 前項第1号の調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、入札執行者等の行う調査に協力しなければならない。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(仮契約)

- 第16条 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年小浜市条例第2号）に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。
- 2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者（企業体の場合はその構成員をいう。次項において同じ。）が小浜市から入札参加の資格制限または指名停止もしくは指名除外（以下「指名停止等」という。）を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。
 - 3 第1項に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに小浜市から入札参加の資格制限または指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
 - 4 前2項の規定により仮契約を解除し、または契約を締結しない場合、小浜市は一切の損害賠償の責を負わない。

(契約保証金等)

- 第17条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金または規則第128条に規定する担保を納付し、または提供しなければならない。ただし、規則第125条の規定により契約保証金の全部または一部を免除された場合は、この限りでない。

(主任技術者の専任制の確保)

- 第18条 建設業法（昭和24年法律第100号）において規定されている工事現場の配置予定技術者の専任制等の確認を落札後契約前に実施し、その後契約を締結する。
- 2 確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないことがある。
 - 3 前項の規定により契約を締結しない場合、小浜市は一切の損害賠償の責を負わない。

(契約書等の提出)

- 第19条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得てこの期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
 - 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

- 第20条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案および現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはでき

ない。

附 則

この心得は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この心得は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。